

新たな時代のシティズンシップ—ポスト・シティズンシップへ向けて

石 沢 真 貴

Citizenship in the New Era: Toward Post Citizenship

ISHIZAWA, Maki

Abstract

Citizenship studies have changed from the theory of national citizenship in the era when the framework of the state was given to that of post-national citizenship under globalization. After the arguments about post-national citizenship, we will discuss the possibility of "post citizenship" as a new way of citizenship that has emerged with the transformation of the local community in the global era, beyond the binary opposition of "national—post-national".

In this case, we argue post-citizenship using the framework of four types: pre-citizenship, national citizenship, local citizenship, and post-national citizenship that classified by two horizons: "migration/cross border—settlement, community/publicity—common."

Key Words: Post Citizenship, Local Community, Globalization

キーワード: ポスト・シティズンシップ, ローカル・コミュニティ, グローバリゼーション

1. はじめに

シティズンシップ研究は、国家の枠組みが所与のものとしていた時代におけるナショナル・シティズンシップ論から、グローバル化により国家が相対化されるなかで論じられるようになったポストナショナル・シティズンシップ論へと移行してきた。また、近年においてはリベラル・ナショナリズムの台頭から再びナショナルな社会的統合の色彩を帯びたシティズンシップ論への流れもでてきており、シティズンシップ論は時代を反映しながらさまざまな議論されてきている。

本稿では、こうしたシティズンシップ論の系譜を概観したうえで、「移動／越境と定住」、「公共圏／共同体とコモン」という二つの地平によって類型化される4つのシティズンシップ:「プレ・シティズンシップ」、「ナショナル・シティズンシップ」、「ローカル・シティズンシップ」、「ポストナショナル・シティズンシップ」を提示する。そのうえで、ポストナショナル・シティズンシップを経て、グローバル時代におけるローカル・コミュニティの変容に伴い新たに立ち現れてくるシティズンシップのあり方として、「ナショナル—ポストナショナル」の二項対立的な議論からさらにその先へと向かう「ポスト・シティズンシップ」の可能性を論じる。その際、筆者がこれまで纏めてきたモノグラフ（石沢 1998, 2004, 2020）と上記の4類型との対応を示しつつ新たなシティズンシップについて論じる。

2. ナショナルからポストナショナルへ

ナショナル・シティズンシップは、市民＝国民という成員構成のナショナル・アイデンティティと結びついている。しかし、グローバル化が進む現代においては、ナショナル・アイデンティティを必ずしも有しない移民などの存在が軽視できなくなり、国民国家という政治的共同体を前提としたナショナル・シティズンシップの限界が論じられるようになった。

国民国家を前提としたマーシャル（Marshall 1986, 1992=1993）の議論だけでなくその批判的議論を含め、従来のナショナル・シティズンシップ論は結果的に国家を前提とした議論の枠組みを越えず、あるコミュニティにおける平等性を重視した権利と義務に関心を寄せた形式的シティズンシップの議論に終始してきた。そこでは国家内の平等性を根拠にした権利や義務の拡大、あるいはその縮小が議論の中心となり、文化的差異をふまえた参加の議論（実質的、能動的なシティズンシップ）を十分展開してこなかった。こうした従来のナショナル・シティズンシップは、産業経済のグローバル化の進む今日、国境を越える移民労働者の急増や普遍的な人権意識の高揚を背景に、その意義を失っていく（Soysal 1994）。

ナショナル・シティズンシップ論が後退した後、グローバル化時代におけるシティズンシップのあり方として台頭してきたのが、文化的シティズンシップをはじめとしたポストナショナル・シティズンシップ論である。

(1) 文化的シティズンシップ

グローバル化時代においては、国家を前提としたシティズンシップのあり方では捉えきれなくなった諸問題が生じ、ナショナル・シティズンシップの限界を超え、ポスト・ナショナル・シティズンシップとしてシティズンシップを再編しようとする動きがでてくる。そのなかで、人権の問題の高揚とあいまって台頭してくるのが文化的シティズンシップである。このことは、従来前提としたシティズンシップの平等性によって正当化されてきた公共性が、差異の存在によって再考を迫られていることを意味する。

一般には、公共性は平等性によって形作られてきており、その平等性と差異（卓越性、多様性）は両立しがたく矛盾する問題が生じる。こうした問題が交差する場にシティズンシップをめぐる諸問題が存在しており、シティズンシップは、問題を読み解く際の鍵概念、理論として位置づけることができる。

そもそも、差異を認めつつ公共性を維持しうるシティズンシップは可能なのだろうか。ナショナル・シティズンシップ論は、国内のシティズンシップの平等性を重視し、その平等性を形式的に拡大する主張をしてきた。しかし、グローバル化時代におけるシティズンシップ論の動向は、形式的な平等性を重視した権利・義務論、平等性の議論から、社会変動を伴って生じてくる文化的差異を前提にし、承認を求めるアイデンティティ、参加の議論に移行している。

そこで注目されてきているのがデランティのいう文化的シティズンシップである（Delanty 2000=2004）。デランティは、たとえばターナーを引いて、マーシャルの示したナショナル・シティズンシップの三要素が侵食され、グローバルな権利、いわゆる環境や土着の文化的権利によって議論されるようになってきているとする（Turner 2001）。それは、同質ではなく対等であるという意味においての平等性に加え、文化的な差異を承認することをも求めるものである（Delanty 2000=2004:257）。グローバル化の進む今日、国境を超える移民労働者の急増や普遍的人権意識の高揚を背景にナショナル・シティズンシップ論の意義は失われ（Soysal 1994）、それに代わって上述のような文化的シティズンシップをはじめとしたポストナショナル・シティズンシップの議論が登場する。

ところで、文化的多元主義において議論にでてくるテイラーやヤングは、この参加とアイデンティティを重視する側のコミュニタリアンの論者として位置づけられる。最もラディカルに差異を主張したのがヤングである。普遍的なシティズンシップ、公共性として平等性を重要視するシティズンシップのあり方を批判し、マイノリ

ティの集団的権利を主張した。

「普遍的なシティズンシップ」の理念は、解放へと向かい近代政治史の流れを推し進めてきた動員であった（Young 1989=1995）。女性やユダヤ人、黒人、が地位を手に入れるためのこうした普遍的シティズンシップは、「平等を同等性として理解することを通じて、すべての者に対するシティズンシップの拡大という意味に加えて、少なくとも二つの意味を帯びることとなった。すなわち、第一は、市民の多様性とは逆に、市民の共通性を表す意味＝一般性として規定された普遍性である。第二は、個人や集団の差異に無関係に適用される法規や規則をあらわす意味＝万人に対し、同一を求め、同一に適用されるという意味での普遍性」（Ibid.,1989=1995:99）である。このことは、「市民が共有する視座や利益として表現されるシティズンシップからなる公的領域の理念は、実際には市民間の同質性を求める要求として作用してきた。今世紀以前には、差異を有すると規定された集団は明らかに排除されていた」ことを意味する（Ibid.,1989=1995:101）。

「普遍的シティズンシップという理念によって、公共性とは、個別性に対置される一般性を体現するものであり、差異と対置される共通性を具体化するものであることが明らかに示されている。このような普遍的シティズンシップという理念を実現しようとする、すべての集団に平等な市民としての地位が形式的には与えられている場合であっても、排除され、不利益な立場を押しつけられる集団が生じがちである。普遍的なものとして公共性の理念を捉え、それに伴って個別性を私的なものと同一視することにより、同質性が公的参加の前提条件として求められるようになる」（Ibid.,1989=1995:105）。こうしたヤングの「集団の差異」や「普遍的シティズンシップ」を代替する「差異化されたシティズンシップ」は、公共性として平等性を重視するシティズンシップのあり方を批判している。

(2) ラディカル・デモクラシーにもとづくシティズンシップ

デランティ同様に、ラディカル・デモクラシー論の立場から新たなシティズンシップ概念を提供しようとするのがムフである。ムフは、「従属に対して抵抗する多くの異なった闘争が、自由に参入する共通の空間を備えた一つの地平」として、政治的左派のありかたを定義し直す必要性を説く（Mouffe 1993=1998:13）。

ムフは、ラディカル・デモクラシーの議論において、フェミニズムやヤングの「差異化された集団」（Young 1989=1995）におけるシティズンシップ概念の考え方を批判している。たとえば、ペイトマン（Pateman

1988)ら他のフェミニズムの主張と同様で、ヤングが女性の「集団としての差異」を主張することは、結果的に既存の利害関係やアイデンティティを擁護することになり変わりなく、「みずからが批判する利益集団多元主義とさしてかわらない」と批判する。これに対し、ムフのラディカル・デモクラシーとしてのシティズンシップ議論の方向性は、「シティズンシップの近代的概念の限界に対する処方箋は、シティズンシップの定義に政治的に妥当な性差も設けることにはなく、性差が実際に無関係になるような新しい市民概念を構築すること」(Mouffe 1993=1998:165)である。そして、「新しい平等主義的な社会関係、慣習、諸制度を通じて明確化される新たなヘゲモニー確立の条件を作り出す、共通の政治的アイデンティティの構築であるべきである。これは、既存の諸種の主体位置の変容なしには成し遂げられない」(Ibid.,1993=1998:172-173),「ヘゲモニックの政治的過程の結果」(Ibid.,1993=1998:173)としてのみ諸集団の要求が終息し、新しいアイデンティティが作り出されるとする。ムフは、コミュニタリアンを支持する側に立ちつつ、その危険性を回避する必要性を主張する。前近代的な概念に立ち返ることはできない、個人を市民のために犠牲にはできないとして、「現代にあつてシティズンシップを構想していく場合、多元主義と個人的自由の尊重を出発点とする必要がある」と説く(Mouffe 1993=1998:113)。

(3) コスモポリタンなシティズンシップ

国家や国民に関心を寄せるナショナル・シティズンシップ論を越えて、ポストナショナル・シティズンシップの提唱をするのがコスモポリタニズムによる主張である。コスモポリタンなコミュニティにおけるシティズンシップに関する議論は、ハーバーマス、フォーク、ターナー、アーリ、リンクレーター、ヘルド、サッセン、ギデンズらが代表的である(Delanty 2000=2004)。コスモポリタニズムは国内外における参加と権利を視野に入れ、アイデンティティの多元性を強調する。しかし、コスモポリタニズムは、グローバル化がもたらした議論とはいえ、それは「グローバルな市民」という構想を強調するあまり、人々が実際の生活を営むコミュニティとの結びつきを欠いたままの議論になりがちである。デランティは、文化的基盤を重視し、「討議をとおして構成されたコミュニティ」(Ibid.,2000=2004:279),つまり対話、コミュニケーションの本質としてのコミュニティとの関連を重視する。この立場を「市民的コスモポリタン」と称する(Ibid.,2000=2004:279)。

デランティは、「コスモポリタンなシティズンシップのほとんどの構想は、実際にグローバルな市民社会の見

通しに関するものであり、統治の法的、政治的形態の可能性に関係する」とし、私見として、より重要な問題は、「トランスナショナルなコミュニケーションと統治の領域として、かつまた国家やサブナショナルなレベルのような国内における公共圏の変形としてコスモポリタンな公共圏がありうるかどうかという可能性に関係している。…。しかし、コスモポリタニズムはグローバリゼーションと同じものではないし、またそれゆえトランスナショナルなレベルのものに取って代わるものでもない。だからこそ、コスモポリタニズムがグローバリゼーションに抵抗する力を引き出す市民共同体と結びつくならば、コスモポリタニズムが成功する可能性があると考えられる」(Ibid.,2000=2004)とする。

デランティが批判しつつも議論の余地を残すコスモポリタンのシティズンシップは、しかし、具体的なローカリティとの関係が明らかでないという問題を抱えている。実際に文化的差異があるローカル・コミュニティに存在するときに、そうした背景をもつ他者同士がコミュニティに参加するためのシティズンシップ論は、十分に展開されているとは言い難い。また、グローバル化の議論がなされるほどローカルな次元で立ち現れるものに目を向ける必要があるとするならば、コミュニタリアンにおける文化的基盤とシティズンシップの葛藤の問題に、再度立ち戻って考察する必要もある。

生活する者にとって、どの程度かは別として、何らかの居住を伴わずして生活することが不可能であることを考慮するならば、必然的にいずれかの歴史的、文化的基盤をもった場所を起点とせざるを得ない。したがって、デランティも指摘したようなローカリティを度外視するコスモポリタンなシティズンシップは、批判の対象となるであろう。

(4) 移動のシティズンシップ

これまでのシティズンシップの研究動向を時系列的に捉えるならば、ナショナルからポストナショナルへ、形式から実質へ、平等から差異へ、権利・義務から参加、アイデンティティへ、と移行してきている。

ここで、新たに議論となっている移動に関するシティズンシップをみておきたい。シティズンシップ論における移動への注目には、グローバル化によって国境を超える移民の国際的移動が急増していることが大きな要因である。その移動・移民の減少を社会変動の構成要素の一つとして早くに指摘していた論者の一人として、ターナーを上げることができる(Turner 1986)。

ターナーは、マルクス主義や社会学が過度に社会階級の分析に関心を寄せたがゆえに、現代における社会変動の構成要素を無視してきたとする。その構成要素という

のは、「労働者階級の動員／階級闘争 working classes」, 「移動・移民 migration」, 「戦争・軍隊 war and military occupation」, 「平等性や普遍性のイデオロギー」の4つの社会変動である。それは近代化のフォームの決定的な要因で、ラディカルなシティズンシップをもたらしたとする (Turner 1986:67)。これらはシティズンシップの権利のための闘争を促進する革命的な変動である。

この4つの要素のうち、「移動・移民」は、現代のグローバル化時代におけるシティズンシップにおいて新たに大きなテーマとなってきたので、ここでは特に「移動・移民」について言及する。

移動は二つの状況に区別され、一つは「伝統的な農村文化からの男性労働者の移動と、地政学的で社会的な移動性の体験を通じた都市労働者の急進化である。二つ目のタイプは、移動の現実によって構成されている社会(共和国社会に典型的な社会)のケースである。移民にはホスト社会におけるシティズンシップの獲得の闘いが生じる。

国内においては、労働者の個人化(私化)とコミュニティの連帯性を築かなくなったこと—労働者階級の衰退 (Ibid.,1986:87)—により、階級とは違った新しい集団や共同体による社会運動の動きや、国外との関係では国境を越えた移民の動向を社会変動として捉えることができずにきたとする (Ibid.,1986:91)。そしてシティズンシップ拡大に関する議論として、参加の議論をする上でこうした社会運動に対する関心を重要視する。

今日、シティズンシップへの大きな関心は文化的なものである。ターナーの二つの mobilization への視角—国内における社会運動と国境を越える移民の動きは、文化的差異に関する議論と不可分である。

1990年代に入ると、グローバル化とシティズンシップを関連させた議論はより一層広がりを見せる。たとえばサッセンは、経済的シティズンシップへの経済的な言及においてグローバル化との関連を説明している (Sassen 1996=1999:96)。またアーリは、今日展開してきている多様なシティズンシップとして文化的シティズンシップ、マイノリティのシティズンシップ、エコロジカルなシティズンシップ、コスモポリタンなシティズンシップ、消費者のシティズンシップ、そして移動性のシティズンシップをあげている (Urry 2000a=2006:291-294)。アーリはグローバル化とシティズンシップの関係を強調し、「フローのシティズンシップ (citizenship of flow)」として「移動のシティズンシップ (Mobility Citizenship)」への注目を喚起する。マーシャルが示したシティズンシップ—市民的、社会的、政治的という三要素による構成—が、国民国家を前提とし一定の空間に限定された静的であるという意味で限界があるのに対し

て、アーリはグローバル社会における「フローのシティズンシップ」という概念を示す。それは多様な境界を横断していくリスク、旅行者、消費者、消費財・サービス、文化、移民、訪問者の移動や、こうした移動するものが享受することになっている権利と義務の、移動に関係するシティズンシップである。(Ibid.,2000a=2006:293-294)。このフローのシティズンシップとしての「移動のシティズンシップ」は、ターナーにおける移動・移民という社会変で重視されているように、今日のグローバル化した社会において注目されるシティズンシップの一つといえるだろう。吉原は、アーリのフローのシティズンシップに言及し、「ポスト・ナショナルなシティズンシップの台頭は、20世紀都市を一貫して特徴づけ、21世紀都市にまで引き継がれてきた社会的不平等の内実をいっそう複雑なものにするとともに、それを変成する契機をはらんでいる」と示唆する (吉原 2002:263)。

ヨブケが論じる、国家から切り離され「さらに包括的で普遍的な方向に進化」(Joppke 2010=2013:46)する、「希薄なアイデンティティを冠した、軽いシティズンシップ」(Ibid.,2010=2013:205)の議論においても移動・移民が中心テーマとなっている。マーシャル以後、グローバル化した社会において、移動・移民に関する議論は収束することなくますます重要になっている。

メッザードラは、アパデュライを引いて数々の新しい「グローバルなエスノスケープ」すなわち『『民族的なもの』として概念化されてきた諸文化の断片が、大都市の文脈のただなかにいきなり再出現するようになっていく』(Mezzadra 2006=2015:80-81)とし、「多数の『ディアスポラの公共圏』(Appadurai 1996=2004:40-42)が増殖と解体を繰り返している場に「ポストナショナルな政治的秩序が渦巻いている」(Mezzadra 2006=2015:81)とする。そして、シティズンシップの今日的位相として、移動・越境のシティズンシップに言及する。

メッザードラによれば、第二次大戦後以降、シティズンシップは統合に向かって再編されていた。労働市場とシティズンシップの間にあった均衡が、1980年代を境に「様々な社会運動の圧力のもとで、次に資本主義のリスラクチャリングとグローバル化の過程が刻印されるなかで、解消され」、「シティズンシップの運動に対する関心が一新されてきた」とする。その一新され変化してきた内容とは、「現代の西洋社会を特徴づけるシティズンシップの危機」と、その一方で、「社会運動としての移民たちの移動によって表現されるシティズンシップの具体的な主体要求」への関心だと指摘する (Ibid., 2006=2015:72-73)。ここには、統合のための装置としてのシティズンシップから、移民の移動・越境の顕著化によって文化的多様性やアイデンティティ、参加に関わるシ

ティズンシップが大きな課題となってきたことが示されている。メッザードラは、この移民・越境のシティズンシップを、「逃走の権利」と題して論じている。

シティズンシップは、マーシャルにおいては国家を前提としたナショナルな議論がなされてきたが、それが古代都市国家から発祥したものであるとするならば、地域性（地場産業を含む文化）を強くもつコミュニティに関して議論する必要がある。

だが一方で、こんにち地域コミュニティを議論する際にグローバル化の影響を無視することはできない。よって、グローバル化により重要性を増してきた「移動」に着目した場合、多様性を重視する文化的シティズンシップをはじめとしたポストナショナル・シティズンシップの議論、そしてそれに伴う文化的差異の承認が改めて課題となってくるであろう。

また、こうした移動・越境の視点からみたとき、2000年代に入ると新たなシティズンシップの捉え方が登場してくる。人々の経済的活動だけでなく通貨統合、政治的統合、安全保障（軍事）、司法を統合しようとするEUは、EU各加盟国の国境は維持しつつも同時に国境を越えた活動、メンバーシップを認める「新しいEUシティズンシップ」（Joppke 2010=2013）のような、新たなシティズンシップのあり方を展望する議論がでてきている（Benhabib 2004=2006, Joppke 2010=2013）。ベンハビブは、EUの枠組み（国民国家の外部）に「市民としての権利の成層型構造が出現しており、何らかの共同で合意された基準へとさらに収斂させるためには、これらの多様なレベルを調停することが問題になろう。…しかし、それはローカル、ナショナル、リージョナルなレベルで解釈され設定され組織化されたイニシアチブを通じてなされなければならない」（Benhabib 2004=2006:166）と指摘する。

1990年代、移民に関するシティズンシップは、マーシャルが所与のものとしたナショナル・シティズンシップの限界が批判される所となった、モダニティが捨象してきたマイノリティのシティズンシップとして、女性や高齢者と並び、エスニシティの問題として議論されるようになった。移民の移動という点では、この移動のシティズンシップは、目新しさを感じないかもしれない。しかし、2000年代以降に登場してくるこのシティズンシップ論は、アーリが論じている「多様な境界を横断していくリスク、旅行者、消費者、消費財・サービス、文化、移民、訪問者」（Urry 2000=2006:293-294）に代表されるように、さまざまな移動性に焦点を当てている点で広がりを見せている。そうした移動の捉え方がでてきているなかでも、なおも移民のシティズンシップは大きな課題であり続けている。グローバルな時代であるがゆえに、かえってシティズンシップとナショナルリティとの

関係が議論的となっている。目下のところ、EUの動きは別として、移民が今でもナショナルリティによってそのシティズンシップの付与を阻まれていることに変わりはない。よって、国家が存在する限り、移民に関する移動のシティズンシップは繰り返し論じられることになるだろう。

以上、文化的シティズンシップ、コスモポリタン・シティズンシップ、移動のシティズンシップといったポストナショナル・シティズンシップについて述べてきた。そこではグローバル化が進む世界において、ナショナルな枠組みをいかにして超えていくのか、あるいはどのような課題や限界があるのかが議論されていることがみえてきた。

4. ナショナルからポストナショナルの地平へ—「公共圏／共同体」—「コモン／コミュニティ」

ここからは、ポストナショナル・シティズンシップ以後の理論的展開の可能性について論じる。冒頭で説明したように、これまでのシティズンシップを改めて二つの地平によって4類型に区分して説明する。

一つめの地平である「公共圏／共同体」—「コモン／コミュニティ」は、境界によって区切られ閉じられた空間から、多文化的でボーダーレスなコモン／コミュニティへと向かう地平である。これは、どこに境界を位置づけ、またどのように境界を捉えるかという切り口である。

富永は、社会学において対象となる「社会」が成立するために必要な条件として、4つの条件をあげて説明している（富永 1995）。その条件とは、①個人と個人の間で相互行為（あるいはコミュニケーション）が行われていること、②社会関係が形成されていること（＝相互行為が繰り返し行われている状態）、③複数の個人がオーガナイズ（＝組織化）されていることである。そして、それらの帰結として④成員と非成員とが区別されていることをあげている。社会が成立するには成員と非成員の間に境界が必要となる。この境界は、ひとたび社会集団が組織化され社会が成立すれば、それを構成する成員の同質性と、他方で必然的に非成員の異質性を排除し、差別を生む閉鎖性を生じさせる。この富永の説明する社会の条件に倣えば、共同体とは、何らかの境界があつてはじめて存在する空間ということになる。

1980年代末以降、急激に進行、深化していったグローバル化は、国家に代表されるナショナルな枠組みからなる社会と、それを前提として社会を説明してきた社会理論のパラダイムに大きな転換を迫った。グローバル化以前の社会は、国境という境界によって国家という共同体が内と外に分かたれていたが、グローバル化はこの国家

と国境を絶対的な存在から相対的なものへと変えた。

ところで、図1ではこの公共圏／共同体に対置させるかたちで「コミュニティ」という概念をおいている。この図における「コミュニティ」は、強固な境界をもち外部を排除する国家のような共同体を意味するものではなく、たとえば吉原が表す「境界のないローカリティ」（吉原 2019:16-17）を土台とするものであり、コミュニティというよりは「コモン」に近いものと解釈してほしい。このコモン／コミュニティは、異質性、多様性を包摂する、緩やかな紐帯によりつくられる。

本書が志向するのは、ナショナル・シティズンシップからポストナショナル・シティズンシップへの展開であるから、この地平にもとづいて説明するならば、「公共圏／共同体」から「コモン／コミュニティ」へと向かうプロセスに重きをおくこととなる。

5. 「定住」—「移動・越境」の地平

もう一方の縦軸には、「定住」—「移動・越境」をおいている。これは対象となる人々の流動性、多様性の度合いを表している。定住は文字通り定住であるが、移動・越境については少々説明が必要であろう。移動・越境を端的に表すのは人の移動すなわち国際移民や難民、国内における地方から都心部への出稼ぎ者があげられるが、単に労働力として移動するだけではなく、生活者として移住する、あるいは漂流する、また複数の場所を往における越境などがあげられよう。ここでは移動や越境の意味を主に人の移動・越境として取り上げている。しかし、アーリが移動性のシティズンシップの説明で示しているように、この移動あるいは越境という概念は人の移動にとどまらない「多様な境界を横断していくリスク、旅行者、消費者、消費財・サービス、文化、移民、訪問者」（Urry 2000=2006:293-294）の移動を表す奥行きのある概念として捉えておく必要はあるだろう。しかし、近代社会は国家、そして国境の成立とともに人々の移動を制限する社会となっていく。日本の明治期における近代国家では、人々の戸籍を編成し家制度の確立を補足することで、人々の定住化が定着してきた。この定住という人々の住まい方を転換させる動きがグローバル化である。ここに、近代以降に構築された伝統的共同体における「定住」から、グローバル化時代に顕著化する移民に象徴される「移動・越境」へと向かう流れを捉えることができる。本稿では、「定住—移動・越境」の地平において、「定住」から「移動・越境」に向かう方向性を志向する。

国家という共同体におけるシティズンシップが確立する以前の前近代に遡れば、移動・越境は、古代ギリシャ人やユダヤ人に代表されるようなディアスポラ（Cohen 1997）やノマドがあげられるだろう¹¹。

以上、これら二つの理論的に敷いた地平から、シティズンシップを以下に説明する4つの類型で整理してみることにする。

6. シティズンシップとコミュニティの類型

(1) プレ・シティズンシップ

上述した2つの地平をベースに区分される4つの象限には、それぞれ代表的なシティズンシップ、それに対応する枠組み（共同体、コミュニティ）、そして具体的な対象となる存在の例が示されている。ここで注意が必要だが、この図は必ずしも第2象限から第1象限へと反時計回りに直線的に発展的プロセスをたどる固定的なものではなく、すべてがこの4象限に収まるかたちで説明できるものではない。また、議論されているすべてのシティズンシップや対象を網羅しているものでもない。本稿におけるシティズンシップとコミュニティの位置づけを、便宜上とらえやすくするためのイメージ図としてみてもらいたい。

まず第2象限を説明しよう。この象限は、ナショナルなレベルのコミュニティが誕生する以前のプレ・ナショナルな次元である。ナショナル・シティズンシップが誕生する以前の段階であるが、ここに在日韓国人をおいた。これには違和感を抱かれることもあるだろう。しかし、戦中の強制連行が激しくなり、「在日」と称される以前から、彼らのような外国人は存在し、移民として流動的に渡り歩いた存在としてみることもできる。続く第3象限のナショナル・シティズンシップの事例としても在日韓国人をおいているが、これらは時代によって性格が異なっていた外国人の変遷の事例と捉えてもらいたい¹²。

ところで、コミュニティにおけるシティズンシップが国民国家と結びつけられる以前の時代の近代社会においては、人々は境界を自由に行き来する移動・越境者が存在する時代であったといえる。ここではこうした存在を「プレ・ナショナルな存在」と表す。日本社会での事例で説明すると、たとえば地域的境界を越え獵を行い独特の文化を培ってきたマタギや、木地をつくるための木材を求め山中を点々と居を移動させながら渡り歩いた木地師集団などはその代表的なものである。前近代において渡り木地師は、越境し全国各地の山林に生える木々を伐採し使用する特権を与えられていた。彼らは現代を基盤にした座標軸におけるディアスポラやノマドといわれる「移動・越境」の存在の枠にはきれいに収まらない近代以前の存在である。柳田国男のいうところの常民とは一線を画する存在ではあるものの、プレ・ナショナルな時代において人々の移動・越境が認められていた証左となる。渡り木地師は、明治期に日本における（カッコつ

きの) 近代国家が誕生することで山林の国有地化が進められると、やがてその特権を失い消滅していく。ナショナルな枠組みの誕生がその生死を分かち意味で象徴的である。

(2) ナショナル・シティズンシップ

第3象限は、ナショナル・シティズンシップである。これが近代において成立した国家を基盤とし、その国民を市民の資格を有する者として付与されたシティズンシップである。本稿では近代的シティズンシップ、形式的シティズンシップとして示したものである。ここには、当然のことながら国民が位置づけられる。また、移動・越境あるいは漂流しない常民であり、また階級的には経済的に自立し選挙権を有した成人男子が市民として位置づけられる。そしてコミュニティのあり方も、伝統的、同質的、閉鎖的なムラのなコミュニティである。ムラは家制度下におかれ国家によって統制されたものとして、国家を前提とした共同体である。

一方、ナショナル・シティズンシップから完全に排除されていた存在が、もう一つの枠外に示された二級市民—外国人、女性、被救済者、ハンセン病患者といった存在である。この象限では、ナショナル・シティズンシップを示すことが第一ではあるが、むしろそのナショナルな枠組みの外におかれた存在を明らかにすることで、かえってその性格を浮き彫りにすることになる。

国籍をもたない外国人はいうまでもないが、女性や被救済者、ハンセン病患者等は、国家内に存在していたにもかかわらず、ネイションとしての存在を消されたものたちである。つまり市民としての資格が与えられなかった。ここにハンセン病患者を入れたが、他にも日本が戦後産業による近代化を押し進めたことによってもたらされた各地の公害問題の犠牲者である水俣病をはじめとした患者たちは、いまでこそ国が保障する方向に向かったが、長らく国から見捨てられ、また彼らの拠り所であるはずのローカル・コミュニティからも排除された棄民であった。

この第3象限には、第2象限で示した在日韓国人を、改めて戦後におけるナショナルなもの外に存在する者としておいている。周知のように、日本における民族的マイノリティとして排除されてきた在日韓国・朝鮮人は、戦前から労働力として渡日していたが、戦中においては強制連行の歴史もあり、日本における彼らの地位はさまざまに翻弄されてきた。戦後の日本においては外国人扱いされ差別にさらされてきた存在である。1990代に入るといわゆるニューカマーの増加でその存在が改めて問い直されるようになるが、彼らは移民としてプレ・シティズンシップの第2象限に位置づけている。しかし一方で、

戦中に労働力として強制的に移住させられたとはいえ、すでに日本に長く住み生活基盤が築かれていた彼らの多くは、帰国せずに定住化していく。こうした定住化の経緯からみると、日本国家、日本国民の外におかれ排除、管理されてきたマイノリティとして、象限をまたいで第3象限にも位置づけられる存在である。

1980年代以降、農村の後継者不足を解消するために行政が斡旋する形で行われた国際結婚により現れたアジアの「外国人妻」「農村花嫁」たちもここに位置づけられるだろう³⁾。外国人妻は、移民と同時に女性という二重の差別構造におかれる存在である。いまでこそ日本社会における異文化交流や地域の文化変容の先駆的な事例として扱われる側面もあるが、その水面下においては、アジアの貧困を背景にした出稼ぎ移民として扱われてきた経緯がある。日本人と結婚してもなお日本人の配偶者という在留資格をもつ外国人として扱われ、コミュニティ内部においては外国人であることと、女性として日本人男性の支配下におかれドメスティック・バイオレンスにさらされる二重の被害者になっている。国民、市民になり切れない二級の存在として位置づけられた経緯をもつ存在として捉えておく必要がある。

ところで、ここには枠外にアイヌや沖縄人などが位置づけられている。明治期に編纂された戸籍は、日本においてナショナル・シティズンシップが確立する契機となった(塩出 2015)。それ以前、日本の領土に存在していたアイヌやハワイ移民、沖縄人といった辺境に置かれた人々は、国家の枠外に位置づけられていたが、この戸籍制度が成立する時点で、彼らは国家のなかに取り込まれた。国の制度がネイションをつくりあげ、周縁の存在を周縁のままその枠内へと包摂していった。もともとのネイションの枠からは外れていたことと、マイノリティである点で枠外に示したが、ナショナル・シティズンシップの誕生のプロセスと紐づけされる点でここにおいた。

(3) ローカル・シティズンシップ

第4象限は、ナショナル・コミュニティとは対照的なローカル・コミュニティに位置づけられる。いわゆる伝統的なローカル・コミュニティである。

前述しているように、シティズンシップはそもそも地域的なものから成り立つ(Marshall 1963:79)。また都市国家の起源に遡れば、都市的なものであった(齊藤・岩永 1996:264)。時代区分でいえば、中世においてはプレ・ナショナルなコミュニティであり、それはローカルなものであった。日本においては、中世末期に急増した村がローカル・コミュニティに相当するであろう。特権階級である名主が戦によって不在となった村社会では、農民という同質な住民による地域集団が形成された

(宮本2015)。この同質性というのは旧来の伝統的なローカル・コミュニティでは基礎的な要素である。

ここには、都市論の視角から提起された「都市住民権」(Ibid.,1996)も当てはまるだろう。斎藤・岩永は、都市を再考・再評価するなかで、地域性を意識した都市市民の権利のありかたを模索した議論から、1990年代にすでに「住民生活権」という権利のあり方を提示している。彼らは「グローバル化とローカル化が進行するなかで、都市を基軸とした市民権の多重性が進んでいる」(Ibid.,1996:266)と論じたうえで、国民国家の枠を抜け出した市民社会におけるシティズンシップを「都市住民権」と称し、「人種主義と排除を生み出すとナショナルな市民権に代わるオルタナティブな理念」(Ibid.,1996:269)と位置づける。また彼らによると、都市住民権は「国民的同質性に基づくのではなく、居住地域に対する政治的な責任にもとづき、都市住民の民族的・文化的・宗教的な多様性を尊重する」(Ibid.,1996:269)シティズンシップとして論じられている。

この議論においては、都市空間がローカルな空間として再考されている。その意味で、ポストナショナル・シティズンシップを志向した議論と言いつてもよいかもしれない。しかし、斎藤らの議論は、あくまでも都市論の展開でありシティズンシップ論を標榜したものではない。都市論のなかにおいて都市住民の新たな権利を模索した結果行き着いた先が、シティズンシップ論の文脈と通じるものとなっている。そのなかで新たな権利として「生活住民権」という表現が生み出されているのである。しかし、このように都市論の中において展開される「都市住民権」は、都市というすでに異質性や多様性を包含している枠組みを前提として論じられていることで限界はないだろうか。都市論においては、当然都市空間の拡がりも視野におかれているであろうが、しかし都市はその周縁から眺めたときにはやはりある種の境界をもち、ときには周縁を拒絶さえする側面がある。都市は、その周縁でしか生きられない存在にとってはいまだ閉じられた空間なのではないか。そう考えたとき、この都市住民権は、まさに都市の住民の権利であって、その点からいえば、第4象限のローカル・シティズンシップに位置づけられる。ただ、たしかに「都市市民の民族的・文化的・宗教的な多様性」を尊重する点においては、第4象限に完全に取り込まれたシティズンシップと限定するより、第4象限から第1象限へと向かう過程のなかに位置づけたほうがよいのかもしれない。

(4) ポストナショナル・シティズンシップ

そして最後の第1象限は、本書において論じようとするシティズンシップの向かうべき方向性を示す象限であ

る。これはローカル・シティズンシップが第3象限とは異なる次元のローカリティをもつコミュニティ—「新しいローカル・コミュニティ」の次元である。閉鎖的なコミュニティに対する「開かれたコミュニティ」、「再場所化されたコミュニティ」あるいは「創発的⁴⁾なコミュニティ」(Urry 2000=2006, 吉原2008)、また「境界のないローカリティ」を土台としたコミュニティ(吉原2019)などと表現されるコミュニティである⁵⁾。

この新しいローカル・コミュニティというときの「ローカル」とは、閉じたコミュニティにおける地域性をさすものではなく、むしろそれからの脱却とでもいうような意味を包含する。しかしまったく境界がないということではなく、「再場所化」や「創発的」という表現が示唆するように、境界はあるがそれを越えたところに生じるコミュニティである。シティズンシップは、ヨブケがいうように際限なく拡がるものではなく、メンバーシップをどこかで規定する境界が必要となる(Joppke 2000=2013)。それを明確に表し現実的なシティズンシップは国境によって示されるものであるとヨブケは言う。しかし、それを越えて存在しようと挑み論じられてきたのがポストナショナル・シティズンシップでありそれに対応するコミュニティであろう。なぜならば、ナショナルな枠にとどまらずそれを越境する人々が現に存在するからである。

こうしたコミュニティにおけるポストナショナル・シティズンシップであり、さらにはシティズンシップの新しいかたち—「ポスト・シティズンシップ」をも展望するのがこの象限である。ここにはデランティが重視する「文化的シティズンシップ」や、実体のない抽象的な概念だといった批判があるものの注目された「コスモポリタン・シティズンシップ」、そしてアーリが示唆する「移動性のシティズンシップ」などがあげられる。

図1では、枠外にもうひとつ、「新しいEUシティズンシップ」(Ibid.,2010=2013)をおいている。ヨブケの著書の訳者である遠藤による「解題」では、「特定の文化、国家、ナショナリズムから独立したりベラルなシティズンシップ」と説明されている(遠藤2010=2013:265)。この位置づけについては少々説明が必要である。EUが誕生することによってEUシティズンシップが誕生するが、それは国家の枠組みを維持したままEU域内の国家の国民がEU加盟国間の国境を越えて移動できることを意味した。つまり「EU自体の国籍法に基礎づけられるものではなく、加盟国のシティズンシップの保持に従属する」ことになる(Joppke 2010=2013:227)。それに対し、「新しいEUシティズンシップ」と表されるこのシティズンシップは、国境により隔てられた従来のシティズンシップとは異なり、国境を越えて「権利が普遍化し、

義務との応答や帰属感との連関が希薄化した『軽いシティズンシップ』である（遠藤 2010=2013:265）。

これを象限の枠外においたのは、国家のような「公共圏／共同体」と「コモン／コミュニティ」をはっきり区切ることができないと考えたからである。ヨブケのいう新しいEUシティズンシップについて、先に引用した遠藤による解題においては国家的なものが希薄化したものと表現されている。この点から、ここでは未だナショナルな次元からは完全に切り離されたものとしては扱えないと捉え、移動・越境を前提としながらも弱いナショナルリティが残る位置においた。

(5) リベラル・ナショナリズムのシティズンシップ

一方、2000年代にはいるとナショナリズムへの揺り戻しのような議論が登場してくる。リベラル・ナショナリズムの論調である。それは、多文化主義がめざした多文化を許容するシティズンシップがグローバル化によってもたらされたさまざまな社会的分断を前に行き詰まりをみせるなか、ポスト多文化主義として再び社会的統合をめざす動きである（安達 2013）。その際に、文化的多様性を認めつつ社会的統合を実現させるために、文化やアイデンティティの拠り所としてナショナルリティを強調し、そこにリベラルな装いをもったシティズンシップを滑り込ませようとする。

こうした新たなシティズンシップ論の登場は、多様性を標榜しながらもナショナリズムを再評価するという逆方向の思想の組み合わせであり、実現可能なものなのか定かとはいえない。よって図1の座標軸には容易に収まるものではなく、ポストナショナル・シティズンシップの対極にあるナショナル・シティズンシップの、さらに遠方に位置づけられる。

7. 移行するシティズンシップとその対象

さて、4つの象限とそれに対応するシティズンシップ、コミュニティ、具体的な対象となる存在をあげて説明してきたが、先にふれたように、これらの象限に配置された各要素は必ずしも固定化されたものではなく、またシティズンシップのプロセスも一方向に単線的に進むものではない。

複数の象限にわたり示された外国人としての在日韓国人は、第2象限と第3象限でその性格を変容させている。それは、第2象限のプレ・シティズンシップ、第3象限のナショナル・シティズンシップの対象から第1象限のポストナショナル・シティズンシップへと移行していく存在として捉えられる。

また、国際結婚で日本に渡ってきた韓国、フィリピン、タイに代表されるアジア人移民女性は、ナショナル・シ

ティズンシップからポストナショナル・シティズンシップへの移行の例示となる。移民であり女性であることは、二重にナショナル・シティズンシップの背後に追いやられた存在である。しかし彼らは、移民増加による日本社会の多文化化を背景に、異文化交流や学校教育の現場での役割を通して新たなローカル・コミュニティの一員となっていく。

高齢化した小規模集落の住民活動の事例は、第4象限に位置づけられているが、グローバル化や少子高齢化といった社会変動を経ることで住民参加の動きが活発化し、そのなかでローカル・コミュニティが変容し、第4象限のローカル・シティズンシップから第1象限のポストナショナル・シティズンシップへと移行していく様を捉えている⁶⁾。

8. 新たなシティズンシップの可能性—「ポスト・シティズンシップ」

以上、これまでの議論で主なシティズンシップを類型化し、それぞれの象限におけるシティズンシップとコミュニティの関係を説明してきた。ここで示されたのは、ナショナルからポストナショナルに向かうシティズンシップの展開であるが、その枠にはまらないさらに新しいシティズンシップへの議論が起きていることである。

シティズンシップの概念を否定して、ソイザルのいうような境界のない「普遍的な人権」(Soysal 1994)といった概念に置き換えるのではなく、「シティズンシップ」という表現を用いている点で新しく提唱されている主張として、たとえばヨブケのいう「新しいEUシティズンシップ」(「軽い^{シティズンシップ・ライト}シティズンシップ」)(Joppke 2010 = 2013)があげられる。ヨブケは、まずシティズンシップ研究の動向について「地位、権利、アイデンティティ」が混在する議論になっており、これら異なる次元に分けて考察する必要性を主張している。そして、多くの研究が「シティズンシップを国家から切り離そうとする傾向」をもち「成員資格や忠誠が、都市や^{エスニック}民族集団などの国家より小規模あるいは国家横断的な集合体や組織形態へ向かうとしたり、…、国家より大規模で超国家的な体制に備わると論じ」ていることを批判している (Ibid.,2010 = 2013:3)。ヨブケによれば、「形式を備え制度となった唯一の『シティズンシップ』」は、「国家単位のシティズンシップ」(Ibid.,2010-2013:8)であり、移民が増加している現代におけるこれからの新しいシティズンシップとして、先の「新しいEUシティズンシップ」(「特定の外国人と市民とを明確に区別できない権利(とわずかな義務)を備え、希薄なアイデンティティを冠した、「軽い^{シティズンシップ・ライト}シティズンシップ」(Ibid.2010=2013:203, 205)を提唱している。

ヨブケの議論は、シティズンシップの本来的範疇を、改めてナショナルなものに引き寄せて論じシティズンシップを明確に位置づけている。そのうえで、ナショナル・シティズンシップの限界を見据え「新しいEUシティズンシップ」を提唱している点は示唆に富んでいる。とはいえ、本書におけるシティズンシップは、やはり国家単位を前提としないシティズンシップの可能性を論じるべきだろう。しかしそれはもはやシティズンシップとは言いえないものかもしれない。

ポストナショナル・シティズンシップ論は、グローバル化時代における一つの終着的段階と捉えられるが、しかしこのナショナル・ポストナショナルの二項対立的な次元を超えると、これから議論されるべきシティズンシップが現れだしているのではないだろうか。それは、シティズンシップという概念では説明できない、新たな概念として、「ポスト・シティズンシップ」とでもいうべき概念である。

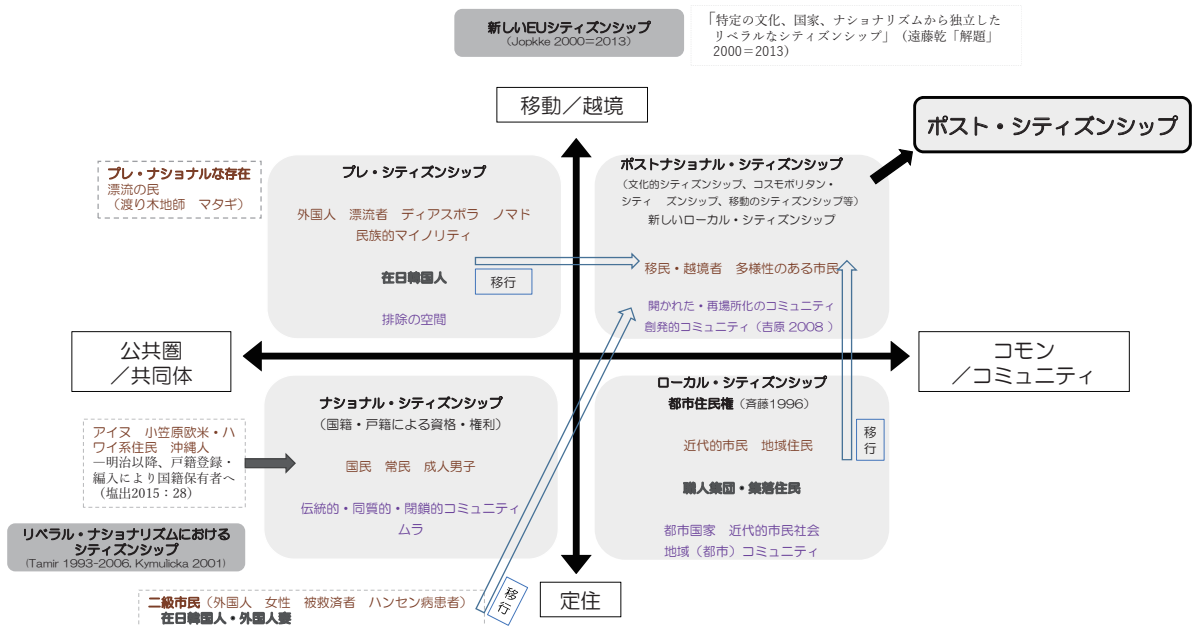
こうしたポスト・シティズンシップというこれまでの枠にはまらないシティズンシップのあり方を考えるとき、そこにはモダン、ナショナルなものとの断絶と、一方でポストナショナルを経由してその先へと向かうような連続性があることを認識しておく必要がある。シティズンシップは、ナショナルなものとの断絶しながらも、国籍という否定しがたい、最も確固としたメンバーシップを保証する機能がある。それゆえに、ナショナルとの連続をも保持するという両義的性格を抱えている。そうとなれば、われわれが生きる今この場においては、未だシティズンシップ概念との関係のなかでしかポスト・シ

ティズンシップを示しえない段階である。また、あまりに普遍的で捉えどころのない、拠り所のないシティズンシップは現実的でないことはすでに議論されているところである。

しかし、時代背景は異なるが、アーレントは「人間世界における足場」によってのみ「人間はそもそも諸権利を持ち得るのであり、この足場こそ人間の意見が重みをもち、その行為が意味を持つための条件をなしている。……市民権が保証する自由や平等よりも遥かに根本的なものが危うくされている」(Arendt 1968: 280)と、極限におかれた人間にとっては、シティズンシップは救いとならない限界を指摘している。アーレントの生きた時代背景と過酷な環境において言及されたシティズンシップは、国籍剥奪者の人権喪失の問題に言及していることからナショナル・シティズンシップを差すとみてよいが、この文脈に流れる思考は、そのナショナル・シティズンシップはもとより、本書が志向するポストナショナル・シティズンシップをも凌駕する、人間の存在としての基本的、普遍的なあり様、本来の人間の生きるべき磁場を見据えている。グローバル化が行きつく先には、このように再度人間を人間たらしめるものの希求が論じられる必要があるのではないか。

その意味では、ポスト・シティズンシップを展望するにしても、その先を見据えるにしても、われわれはやはり地に足をつけた日常を生きるための何らかの枠組みを欲せざるをえない。つまりローカル・コミュニティを志向せざるをえないのである。それがなければ社会は生じえない。しかし、それはコミュニタリズムにみる伝統的

図1 シティズンシップとコミュニティの類型



な共同体としてのローカル・コミュニティへの回帰ではなく、新たな段階に向かう、再場所化されるようなローカル空間である。そうした新しいローカル・コミュニティとして捉え返していく必要がある。コミュニティとシティズンシップの議論の方向性は、これ以上の抽象的な議論を重ねるよりも、こうしたローカリティをふまえた、より具体個別的なシティズンシップの課題に対する議論をする必要があるだろう。

むすびにかえて

本稿は、新たなシティズンシップ論としてポスト・シティズンシップを提示する試論であったが、ここにきて新たにシティズンシップの現在性を問う課題が生じている。新型コロナ・ウィルスのパンデミックである。この世界的危機は、生活様式におけるニュー・ノーマルを模索する契機となっているが、一方でネオ・リベラリズムによる貧困の深化を改めて顕在化させただけでなく、生活に不可欠なエッセンシャル・ワーカーらの生存権を脅かす事態も招いている。この生存権の危機は、現代のシティズンシップを論じるうえで重要な示唆を与えるだろう。また、再場所化するコモン／コミュニティと、移動／越境する人々と共に拡大するウィルスとの間には、境界をめぐるシティズンシップ論が否応なく浮上する。

紙幅が尽きた。この議論に関しては別稿に譲り、今後の課題として示唆するにとどめることにする。

[注]

- 1) ディアスポラについては、コーエンが「グローバル・ディアスポラ」というように、もちろんグローバル化時代における現代的なディアスポラも存在し、必ずしも前近代で括れる存在ではないが、本書の位置づけとしては、説明しやすいように前近代のディアスポラについては単に「ディアスポラ」と称することとする。同様に、「ノマド（遊牧民）」についても、さまざまな場所に移動して働くようなスタイルやそうした人々をノマドワーク、ノマドワーカーなどと称して現代的な使われ方をするが、本稿では元来の「遊牧民」の意として使用している。
- 2) 在日韓国人を対象としたモノグラフについては、拙稿（1998）を参照のこと。
- 3) 外国人妻を対象としたモノグラフについては、拙稿（2004）を参照のこと。
- 4) 「創発的」とは、吉原の説明（吉原 2011:51）によると、アリーの「創発性」（Urry 2003:94）からきている表現で、社会学においてはまだ概念として確立したものではない。内に閉じたコミュニティに対する外に開かれたかかれた性格を示す表現として使われる。
- 5) 吉原は、コミュニティ復権の考察において、「伸縮自在な縁」が「多種多様な人々の活動の場の総体を包含す

るものである」として、可変的なコミュニティのあり方を示している（吉原 2000）。

- 6) 小規模集落の住民活動に関するモノグラフとしては、拙稿（2020）の第7, 8, 9章を参照のこと。

[引用参考文献]

- 安達智史, 2013, 『リベラル・ナショナリズムと多文化主義イギリスの社会統合とムスリム』勁草書房。
- Appadurai, J., 1996, *Modernity at Large: Cultural Dimensions of Globalization*, University of Minnesota Press. [= 門田健一訳, 2004, 『さまよえる近代: グローバル化の文化研究』, 平凡社].
- Benhabib, S., 2004, *The Right of Others: Aliens, Residents, and Citizens*, Cambridge University. [= 向山恭一訳, 2006, 『他者の権利—外国人, 居留民, 市民』法政大学出版会].
- Cohen, R., 1997, *Global Diasporas*, UCL Press. [= 駒井洋監訳・角谷多佳子訳, 2001, 『グローバル・ディアスポラ』明石書店].
- Delanty, G., 2000, *Citizenship in a Global Age: society, culture, politics*, Open University Press. [= 佐藤康行訳, 2004, 『グローバル時代のシティズンシップ』日本経済評論社].
- 遠藤乾, 2013, 「〈解題〉試されるリベラリズム」, Joppke, C., *Citizenship and Immigration*, Polity Press Ltd. [= 遠藤乾・佐藤崇子・井口保宏・宮井健志訳『軽いシティズンシップ—市民, 外国人, リベラリズムのゆくえ』岩波書店] 所収.
- 石沢真貴, 1998, 「定住外国人の社会的権利とコミュニティ」東北社会学会『社会学年報』第27号.
- , 2004, 「定住外国人の現状と地域コミュニティの課題—秋田県羽後町の外国人妻に関する聞きとり調査を事例にして—」『秋田大学教育文化学部研究紀要人文科学・社会科学第』第59集.
- , 2005, 「グローバル時代におけるシティズンシップ—ポストナショナルなシティズンシップとローカリティの関係の構築に向けて—」『秋田大学教育文化学部研究紀要人文科学・社会科学』第60集.
- , 2018, 「ポストナショナル・シティズンシップ後の理論展開とその課題」『東北都市学会研究年報』vol.17・18
- , 2020, 「ローカル・コミュニティの変容とシティズンシップ」(博士論文).
- Joppke, C., 2010, *Citizenship and Immigration*, Polity Press Ltd. [= 遠藤乾・佐藤崇子・井口保宏・宮井健志訳, 2013, 『軽いシティズンシップ—市民, 外国人, リベラリズムのゆくえ』岩波書店].
- Kymlicka, W., 2001, *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism and Citizenship*, Oxford University Press.
- Marshall, T. H., 1963, *Sociology at the Crossroads and other essays*, Heinemann.
- Marshall, T. H. and Bottomore, T., 1992, *Citizenship and Social Classes*, Pluto Press. [= 岩崎信彦・中村健吾訳, 1993, 『シティズンシップと社会階級—近現代を総括するマニフェスト』, 法律文化社].

- Mezzadra, S., 2006, *Diritto di Fuga : Migrazioni, cittadinanza, globalizzazione*, OMBRE CORTE, [=北川真也訳, 2015, 『逃走の権利—移民, シティズンシップ, グローバル化』, 人文書院].
- 宮本常一, 2015, 『村のなりたち 日本民衆史4』, 未来社.
- Mouffe, C., 1993, *The Return of political*, Verso. [=千葉真・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳, 1998, 『政治的なものの復興』日本経済評論社].
- Pateman, C., 1989, *The sexual Contract*, Polity press.
- Sassen, S., 1996, *Losing Control? : Sovereignty in an age of globalization*, Columbia University Press. [=伊豫谷登士翁訳, 『グローバル化の時代：国家主権のゆくえ』, 平凡社].
- 齊藤日出治・岩永真治, 1996, 『都市の美学』平凡社.
- 塩出浩之, 2015, 『越境者の政治史：アジア太平洋における日本人の移民と植民』名古屋大学出版会.
- Soysal, Y. N., 1994, *Limits of Citizenship :Migrants and postnational Membership in Europe*, University of Chicago.
- Tamir, Y., 1993, *Liberal Nationalism*, Princeton University Press. [=押村高・森分大輔・高橋愛子・森達也訳, 2006, 『リベラルなナショナリズムとは』夏目書房].
- 富永健一, 1995, 『社会学講義 人と社会の学』中央公論社.
- Turner, B. S., 1986, *Citizenship and Capitalism*, Allen & Unwin.
- , 2001, The erosion of citizenship, *British Journal of Sociology*, vol. 52 no.2.
- Urry, J., 2000, *Sociology beyond Societies: Mobilities for the twenty-first century*, Routledge. [=吉原直樹監訳, 2006, 『社会を超える社会学—移動・環境・シティズンシップ』法政大学出版会.
- 吉原直樹, 2008, 『モビリティと場所』東大出版会.
- , 2011, 『コミュニティ・スタディーズ』作品社.
- , 2019, 「移動からコミュニティを問う」伊豫谷登士翁・テッサ・モーリス＝スズキ・吉原直樹編著『応答する＜移動と場所＞ 21世紀の社会を読み解く』ハーベスト社.
- Young, I. M., 1989, “Polity and Group Difference: A Critique of the Ideal of Universal Citizenship”, *Ethics*, Vol.99.NO.2 [=施光恒訳, 1996, 「政治体と集団の差異—普遍的シティズンシップの理念に対する批判—」『思想』No.867].

【付記】

本稿は、拙稿（2005, 2018）を部分的に組み入れ、新たな議論として展開したものである。